平成２９年（フ）第７１号
岩手県奥州市胆沢区小山字上十文字349番地、旧住所岩手県遠野市綾織町新里２地割33番地２
債務者　吉田　美春（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７２号
岩手県奥州市水沢区東中通り１丁目３番16号メゾンＫ　Ｂ号
債務者　浅田　　覚
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７５号
岩手県奥州市胆沢区小山字舘51番地15
債務者　横尾　博子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７７号
岩手県奥州市胆沢区小山字二ノ台長根38番地
債務者　星上　桂太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１１７号
松江市上乃木９丁目５番27―303号　アンビジョンデュウ、前住所宮城県柴田郡村田町大字小泉字沖田前53番地17
債務者　吉田　将貴
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７２号
北海道旭川市旭町１条11丁目2204番地の53サンハイツ　102号
債務者　金子　芳和
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３６号
静岡県浜松市東区有玉南町1727番地の１サープラスフミナ103号
債務者　渥美　敦子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５００３号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―107号、前住所大阪府和泉市光明台２丁目29番２号
債務者　秋山　良子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０１号
大阪府八尾市高砂町５丁目26番地の24
債務者　百井　智恵
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０９号
大阪市生野区小路東５―18―17―103、住民票上の住所大阪市東成区大今里南５丁目15番１号　コシュレーヌ東邦　401号
債務者　杉山　元気
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１０号
大阪府東大阪市鷹殿町21番27号
債務者　岩村　勇太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４２号
大阪府東大阪市若草町３番10号
債務者　林　　貢佑
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５２号
大阪府高槻市中川町４番23号　中川ハウスＡ棟３号
債務者　横川のり子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６６号
大阪府豊中市野田町５番32―301号、前住所大阪府豊中市庄内幸町４丁目18番18―201号
債務者　外間　大資（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８４号
大阪市西区本田４丁目２番10―411号
債務者　野谷　岳史
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部